2　高潮の共同予報及び警報の創設

気象庁は、国土交通大臣が指定した海岸について、国土交通大臣及び都道府県知事と共同して、水位を示して高潮についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならないものとする。（第十四条の二第二項関係）

3　外国法人等が行う予報業務の許可に関する規定の整備

⑴　外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下同じ。）は、予報業務の許可を受けようとする場合には、国内代表者又は国内代理人を定めなければならないものとする。（第十七条の二、第十八条第二項及び第十九条関係）

⑵　気象庁長官は、予報業務の許可を受けた者の所在（外国法人等にあっては国内代表者又は国内代理人の所在）を確知できないときは、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該者から申出がないときは、その許可を取り消すことができるものとする。（第二十一条第二項関係）

⑶　気象庁長官は、気象業務法又は同法に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者の氏名等を公表することができるものとする。（第四十二条の二関係）

4　その他

その他所要の改正を行う。

第２　水防法の一部改正

1　国土交通大臣等が行う高潮予報

国土交通大臣は、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、その状況を水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとする。（第十一条の三関係）

2　河川管理者等による氾濫等の通報等

⑴　河川管理者等は、その管理する河川等について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事等に通報しなければならないものとする。（第二十四条の二第一項関係）

⑵　⑴の通報を受けた都道府県知事等は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとする。（第二十四条の二第二項関係）

3　その他

その他所要の改正を行う。

第３　附則

1　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

2　所要の経過措置を定める。

3　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第四条関係）

◇医療法等の一部を改正する法律（法律第八十七号）（厚生労働省）

第１　医療法の一部改正

1　オンライン診療に関する事項

⑴　「オンライン診療」とは、医師又は歯科医師の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この⑴において同じ。）と患者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により、医師又は歯科医師及び遠隔の地にある患者が相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法による診療をいうものとする。（第二条の二第一項関係）

⑵　「オンライン診療受診施設」とは、当該施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設をいうものとする。（第二条の二第二項関係）

⑶　その勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療受診施設を利用してオンライン診療を行う病院又は診療所は、当該オンライン診療を行う旨及び当該オンライン診療の内容に関する事項に関する広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示（⑷において単に「広告」という。）をすることができるものとする。（第六条の五第三項第十五号関係）

⑷　何人も、オンライン診療受診施設に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、広告をしてはならないものとする。（第六条の七の二関係）

⑸　オンライン診療受診施設の設置者は、設置後十日以内に、オンライン診療受診施設の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。⑾において同じ。）に届け出なければならないものとする。（第八条第二項関係）

⑹　厚生労働大臣は、厚生労働省令で、オンライン診療の適切な実施に関する基準を定めなければならないものとする。（第十四条の三第一項関係）

⑺　⑹の基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。（第十四条の三第二項関係）

イ　オンライン診療を行うに当たり病院又は診療所において必要な施設及び設備並びに人員の配置に関する事項

ロ　患者がオンライン診療を受ける場所に関する事項

ハ　オンライン診療を行うに当たり患者に対して行う説明に関する事項

ニ　他の病院又は診療所との連携その他の患者の病状が急変した場合において適切な治療を提供するための体制の確保に関する事項

ホ　その他オンライン診療の適切な実施に関し必要な事項

⑻　オンライン診療は、⑹の基準に従って行われなければならないものとする。（第十四条の三第三項関係）

⑼　オンライン診療を行う医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所（⑽において「オンライン診療実施病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医師又は歯科医師が行うオンライン診療を⑹の基準に適合させるために必要な措置を講じなければならないものとする。（第十四条の四関係）

⑽　オンライン診療受診施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該オンライン診療受診施設が⑺のロに掲げる事項に係る⑹の基準に適合する旨その他のオンライン診療実施病院等の管理者のオンライン診療受診施設の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項を公表しなければならないものとする。（第十四条の五関係）

⑾　オンライン診療受診施設について、病院、診療所又は助産所に関する名称、休止及び廃止並びに都道府県知事による業務停止命令、立入検査及び閉鎖命令に係る規定に準じた改正その他所要の改正を行う。（第三条第四項、第八条の二、第九条、第二十四条の二、第二十五条第一項、第二項、第二十九条第一項関係）

2　美容を目的とした治療を行う病院等の報告等に関する事項

⑴　美容を目的として人の皮膚若しくは歯牙を清潔にし、若しくは美化し、身体を整え、又は体重を減ずるための医学的処置、手術及びその他の治療を行う病院又は診療所であって厚生労働省令で定めるものの管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定その他の措置の状況その他の医療の安全の確保のために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事（診療所にあっては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下この２において同じ。）に報告しなければならないものとする。（第六条の十二の二第一項関係）